



# 島根県報

令和5年11月21日（火）

号外 第 127 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

道路の区域の変更（3件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（2件）	（        ”        ）	5

# 告 示

## 島根県告示第770号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	外園高松線	出雲市下横町430番地先から同町170番3地先まで	前 A	メートル 5.00～ 8.23	メートル 413.17	出雲県土整備事務所	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 トリプルウェイ解消 仮設道撤去
			B	10.26～ 33.72	320.00		
		C	8.00～ 11.00	178.80			
		後 A	5.00～ 8.23	413.17			
		出雲市下横町380番2地先から同町170番3地先まで	B	10.26～ 33.72	320.00		
		出雲市下横町430番地先から同町170番3地先まで					

## 島根県告示第771号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	黒井田安来線	安来市黒井田町232番4地先から同地先まで	前	メートル 18.84	メートル 17.15	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	23.58～ 26.24	17.15		

## 島根県告示第772号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	皆井田江津線	江津市桜江町長谷3044番4地先から同3050番1地先まで	前	メートル 10.90～ 34.71	メートル 271.16	災害防除工事 拡幅
			後	14.43～ 34.71	271.16	
〃	〃	江津市桜江町長谷1929番1地先から同3120番3地先まで	前	9.18～ 32.35	88.50	災害防除工事 拡幅
			後	10.33～ 32.35	88.50	
〃	桜江金城線	江津市桜江町長谷3044番4地先から同3050番1地先まで	前	10.90～ 34.71	271.16	災害防除工事 拡幅
			後	14.43～ 34.71	271.16	
〃	〃	江津市桜江町長谷1929番1地先から同3120番3地先まで	前	9.18～ 32.35	88.50	災害防除工事 拡幅
			後	10.33～ 32.35	88.50	

浜田県土整備  
事務所

## 島根県告示第773号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	黒井田安来線	安来市黒井田町232番4地先から同地先まで	メートル 17.15	令和5年 11月21日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	

## 島根県告示第774号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合大東線	雲南市三刀屋町須所40番地先から同番3地先まで	メートル 39.03	令和5年 11月30日	雲南県土整備 事務所	
〃	〃	雲南市三刀屋町中野1075番2地先から同地先まで	16.82	令和5年 11月30日		
〃	〃	雲南市三刀屋町中野1072番1地先から同地先まで	16.47	令和5年 11月29日		